奴等は我等民衆をといふ口ぐせではないが民衆をといつてさわいでゐるが、それも会社金もうけのためで、資本家から金をゆする道具だ！
それでも偶の問題は一方労働者の味方か。諸君が是は改善のために
ストライキをやるのはよい。だが彼等の犠牲になつてはいけない！！
奴等におだてられても一銭のとくにもならない！　思ひ出せ
彼等は昨夜会社から二萬円の金をとつてゐる！！！

財團法人協調會

受 2.6.18 921

労働課長
事務主任

六月十六日付

大日本紡績橋場工場争議ノ其後ノ状況

七報

工場側ヨリハ十五日来要求書ニ対シ回答ヲ与ヘス労資双方共依然対峙ノ
状態ニアリ争議団ハ会社ガ提出セル条件ニ不満ナルモ当方ノ通固監視ヲ受ケ
社屋外ノ作業員ニ付私服ヲ協同中ニシテ未ダ何等ノ事件ナシ

一、従業員ノ動静

一般従業員ハ従前通リ工場内食堂ニ集合シ出勤ノ點呼ヲ受ケ居ル等
ナシ従来ノ通リニ婦人居ルモ門衛等ノ事務ニ当リ
者[illegible]ナリシニ付工場側ニ於テ萬一ノ場合ヲ予想シ之ガ要員
ト[illegible]下大阪工場其他各地方女工募集ヲ為ス等ノ[illegible]
[illegible]工場内寄宿舎ニ[illegible]又居ル[illegible]側ハ之ヲ探知
シ之ニ会社側ニ[illegible]
備ヘ之ヲ増加シ工場側ハ[illegible]監視員ヲ[illegible]